

「県への提案」に寄せられたご提案について（1月受付分）

| 受付日 | タイトル | ご提案 |
|------|----------------------------|---|
| 1月5日 | 外国人政策およびメガソーラー | <p>私は本自治体に居住する住民として、現在進められている移民受け入れ、宗教施設（特にモスク）建設、ならびにメガソーラー事業について強く抗議いたします。これらはいずれも、十分な住民説明や合意形成がなされないまま進められており、地域社会の分断、治安や生活環境の悪化、自然環境や景観の破壊、防災上の不安を招いています。ゴミ出しや騒音、交通ルール等の地域ルールが守られない事例も見受けられ、住民の生活の質は著しく損なわれています。多様性を理由に地域の秩序を軽視することは容認できません。移民受け入れ基準の厳格化、宗教施設・メガソーラー計画の再検討、住民合意を前提とした公開協議の実施を強く求めます。文書での明確な回答を要請します。</p> <p>【県からの回答】 この度は、「県への提案」をいただきありがとうございます。まず、「外国人の受け入れ」につきましてご説明します。県内における在留外国人の数は、半導体関連企業の進出等により、令和7年6月末時点で30,825人と過去最高を記録しました。熊本に長くお住まいの方々の中には、外国籍住民の急増により、住みよい環境が維持できるのかといった御不安の声があることも、県として承知しております。一方、本県では、各産業や地域社会の貴重な担い手として、多くの外国人の方々が活躍されています。こうした外国人の方々が熊本の活力を維持する上で必要不可欠な人材であると考えております。そのため、国籍や民族などの違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として、地域の皆様と共に生きていく「多文化共生社会」の実現を目指し、令和6年9月に「熊本県外国人材との共生推進本部」を設置し、関係部局が一体となって課題解決に向け、様々な取り組みを行っています。</p> <p>次に、「メガソーラー」につきましてご説明します。頂戴した御意見は、太陽光発電施設の設置にあたって、自然環境や景観、防災への影響を御心配されてのものとして理解しています。熊本の豊かな自然環境や美しい景観を後世に繋いでいくことは極めて重要です。県としては、脱炭素社会の実現に再生可能エネルギーの導入も重要ですが、地球環境と自然環境を共に未来に残す必要があると思っております。そのため、今後設置を検討される太陽光は自然共生型で環境、景観、防災に配慮した取り組みを推進すべきと考えており、県では、阿蘇地域のメガソーラーを抑制すべき場所を明確化し、環境、景観等に問題がない適地に誘導していく取り組みを進めています。今後とも、関係機関と連携して、再エネの導入と環境・景観保全との両立が図られるよう取り組んで参ります。県といたしましては、いただきました御意見をしっかりと受け止め、県民の皆様が安心して暮らせる環境づくりを進めて参ります。</p> |
| 1月5日 | 「県への提案」へのご回答に関しての感想 | <p>先日の私の「提案」に対してご回答いただき、ありがとうございました。ただ、回答内容については、「残念」の一言に尽きます。「国が、国が・・・」の言い訳ばかりで、私の問題提起に正面から応えるものではありませんでした。県行政の立場やつらさはよく理解しているつもりですが、それでは「地方自治」が本当に空洞化してしまいます(昔から、実はそうでしたね。)それがもっとも残念なことであり、懸念するところでもあります。</p> |
| 1月5日 | 医療的ケア児の保育受け入れ体制に関する制度改善の要望 | <p>医療的ケア児の保育受け入れを巡り、現場では制度の不十分さが保護者の過度な負担として顕在化している。入園に前向きな園自体が少ない中、看護体制や人手不足を理由に受け入れ不可とされる事例が多く、受け入れ条件として「医療的ケアが必要な場合は保護者を呼び出す」対応を前提とされそのような中、入園の機会を逃さぬよう、保護者側が自費で訪問看護の導入を提案せざるを得ない状況に追い込まれているが、これは個人の努力で補うべき範囲を明らかに超えている。他県では公費による訪問看護を保育園等で、保護者同席なしに活用している例もあり、地域差が生じている。</p> <p>また、受け入れを前向きに検討していた園が研修会参加後に受け入れを断る事例もあり、研修の在り方についても検証が必要である。保護者の就労継続を前提とし、自己責任に依存しない医療的ケア児受け入れ体制の構築に向け、実態調査と制度見直しに早急に着手することを強く要望する。現状がある。しかし多くの保護者は就労しており、突発的な呼び出しに即時対応することは現実的に困難である。</p> <p>【県からの回答】 この度は「県への提案」をいただきありがとうございます。ご指摘のとおり、保育所等における医療的ケア児の受け入れにあたっては、小児の医療的ケアに対応可能な看護師の不足や安全かつ適切にケアを実施するための環境整備が十分でないことから、受け入れ施設の確保に苦慮する現状があることを認識しております。そのため、現在、医療的ケア児の保育所等への就園に関連する事業として、本県では、医療的ケア児の受け入れを行う保育所等に看護師を配置する場合の費用等を対象とした、市町村(熊本市除く)への補助事業を実施しており、ご提案いただいた訪問看護も対象となる場合があります。医療的ケア児の全体数や保育所等への就園数は県内のみならず全国的にも増加傾向にあり、居住する地域に関わらず、適切な支援を受けられる必要があると考えます。そのニーズの高まりに対応し得る体制の整備に向け、国に対する制度改善の要望等を行いながら、県としても市町村や関係機関と連携し、保育所等での医療的ケア児の円滑な受け入れ及び支援が図られるよう取り組みを進めて参ります。</p> |

| | | |
|-------|--|---|
| 1月13日 | 熊本市電について | <p>熊本県菊池市出身です。福岡在住です。今まで市電は何百回もの接触事故が起っています。安全管理がなっていない。北九州市のようにモノレールにしませんか？タイのバンコクようなモノレール。空港まで直行。メリットは維持コスト、建設コストが安い。道路の空中をまたいで通過できる。車との接触事故等が少ない。安全管理ができる。遠くまで早く人を運べる。熊本を東京地震時の副首都にするなら交通網発達させないと無理です。</p> <p>【県からの回答】 この度は、「県への提案」をお寄せいただき、誠にありがとうございました。ご提案いただきました「熊本市電」へのモノレール導入につきましては、所管が熊本市となっておりますので、熊本県として具体的にお答えすることができません。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。一方で、公共交通の安全性向上や利便性向上に向けた取り組みが重要であるということは、県としても認識しています。安全性の確保を前提に、モノレールに限らず、熊本市電とバスの乗り換え環境の改善や、鉄軌道交通との結節強化など、交通事業者や交通モードの垣根を越えて検討していく必要があると考えております。こうした方向性については熊本市とも共通の理解を持っており、今後も連携しながら、公共交通がより利用しやすくなるよう取り組みを進めてまいります。</p> |
| 1月13日 | パークドーム熊本における日照・反射光による視認性低下に関する安全対策のご相談 | <p>パークドーム熊本に提出した要望書をこちらでも共有いたします。何卒ご対応よろしくお願ひいたします。【日照・反射光による視認性低下に関する安全対策のご相談】(要望書) パークドーム熊本ご担当者様 平素より施設運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。日頃より貴施設を利用させていただいている利用者の一人として、また複数の利用者から同様の声が出ている件について、安全面の観点からご相談申し上げます。1. 現状について 現在、テニスコートにおいて・西側窓から差し込む日差し・隣接する建物(えがお健康スタジアム)屋根からの反射光 により、特定の時間帯・コートにおいてボールの視認性が著しく低下する状況が確認されています。この件については、曜日や利用者を問わず、継続的に同様の声が上がっております。2. 懸念される安全上のリスク ・ボールが見えにくい状況では、以下のような危険が生じる可能性があります。・スマッシュや至近距離でのボレー時に反応が遅れる ・顔面・目・頭部への打球直撃リスクの増大 ・初心者や高齢の利用者にとって特に危険性が高い これらはプレー技術の問題ではなく、施設環境による視認性の問題であり、どの利用者にも起こり得る点を懸念しております。つい最近でもボールが見え辛かったため、頭部へのボールの直撃や顔面スレスレで回避した事例がありました。3. 要望内容(検討のお願い) 大がかりな改修でなくても構いませんので、事故の未然防止の観点から、以下のような対応についてご検討いただけないでしょうか。 ・反射光・直射日光を軽減するためのブラインド・カーテンや可動スクリーンの設置 ・窓への遮光・拡散フィルムの導入 ・日差しが強い時間帯におけるコート配置や利用案内上の配慮 ・試験的に一部コートで対策を実施し、影響を検証する対応 4. 本要望の趣旨について 本件は、施設運営に対する苦情ではなく、利用者の安全確保と、事故を未然に防ぐための情報共有・相談としてお伝えしております。万一、怪我や事故が発生した場合、利用者・施設双方にとって不幸な結果となってしまいます。そうした事態を防ぐためにも、前向きなご検討をいただけましたら幸いです。お忙しいところ恐れ入りますが、一度ご検討の上、ご見解や対応方針をお聞かせいただければ幸いです。何卒よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>【県からの回答】 このたびは、「県への提案」をいただきありがとうございました。パークドーム熊本における日照・反射光による視認性低下に関して、御意見・御要望をいただきまして誠にありがとうございます。パークドーム熊本は、テニスやその他スポーツイベント等で御利用いただいております。御意見いただきました件につきましては、朝日が入る建物東側、夕日が入る正面入口側・建物西側において、快晴時に生じる可能性があること認識しております。現段階では、災害等発生時の緊急避難に影響がない遮光フィルムの貼付を検討しているところです。つきましては、遮光フィルム等を設置するまでは、サングラスを着用するなどの対策を講じていただきますようお願い申し上げます。また、コートの変更が可能な場合は対応させていただきますので受付にてお申し出ください。今後とも県営体育施設管理・運営への御理解、御協力をよろしくお願ひ申し上げます。</p> |
| 1月13日 | 最悪の空港 | <p>外国人にとって、ここは最悪の空港です。私はベトナム、韓国、タイ、台湾など多くの国に行き、たくさんの空港を見てきました。熊本空港は動線も設備も一番ひどいです！保安検査も遅いし、入国審査も地獄し、国際線のお店は田舎の売店見たいの、これは国際空港？言うだけで笑えますさらに、ネットで調べても、現地で必死に探しても、利用者の意見を受け付ける意見箱すら一切見当たりませんでした。利用者の声を聞く気が全くないと思えます。それにもかかわらず、熊本空港がテレビで頻繁に取り上げられているのを見ると、正直、何をそんなに誇っているのか理解不能です。自己満足としか感じられません。</p> <p>【県からの回答】 この度は、「阿蘇くまもと空港」について、ご提言をいただきありがとうございました。平成28年の熊本地震で大きな被害を受けた阿蘇くまもと空港については、民間の持つノウハウや機動力を活かし、これまで以上に力強い空港運営を図るため、令和2年4月から熊本国際空港株式会社による運営が開始されました。令和5年3月には熊本国際空港株式会社が整備した、新旅客ターミナルビルが開業し、また令和6年10月には「訪れる全ての人々が楽しむことができる空港」の実現を目指し旅客ターミナルビルの東側に飲食店や公園、ビジターセンターで構成される「そらよかエリア」の開業など、様々な機能強化や利便性向上の取組みが進められているところです。ご提案者様からいただきましたご指摘につきましては、熊本国際空港株式会社と情報を共有させていただきますとともに、県としましても、空港を訪れる全ての方へのサービスがより一層向上するよう、同社と連携し更なる利便性向上を図って参ります。</p> |

| | | |
|-------|------------------------------------|--|
| 1月14日 | SNSやニュースで報道されている青少年グループによる暴行事件について | 初めてご連絡いたします。現在熊本県熊本市在住で、妊娠中の者です。県外出身で、約5年前に熊本市へ移住してまいりました。今後、県内熊本市および菊陽町周辺で子育てをしていくことを検討しております。先日、SNS上や報道にて、青少年グループによる暴行事件に関するニュースや映像を目にしました。詳細については承知していませんが、報道内容からは非常に痛ましく、大人であっても強い衝撃を受ける事件であると感じております。また、SNS上の情報として、当該グループに属している青少年が、私の居住地から近い地域の中学校に通っているという投稿を見かけました。真偽不明の情報も含まれるとは承知しておりますが、これから子どもを育てていく立場として、強い不安と危機感を覚えています。そこでお伺いしたいのですが、暴力行為や反社会的勢力との関係が疑われる青少年に対して、学校や関係機関（警察・児童相談所等）と連携した指導・支援・見守り体制や、必要に応じた対応方針はどのようなものになっているのでしょうか。土地勘のない状態で熊本県へ移住してきた身としては、安心して子育てができる環境が守られているのかを、行政の立場からご説明いただきたいと感じています。今回の事件が風化することなく、再発防止と地域の安全確保に向けた取り組みが継続されることを、強く希望しております。ご多忙のところ恐れ入りますが、ご見解をお聞かせいただけましたら幸いです。 |
| 1月15日 | 県庁職員の上司からのパワハラ等の対策を求めます | 私の友人は今年度から県庁職員として働いております。毎日、遅くまでの残業をしているのにも関わらず、夜遅くに上司からの飲み会の強引な誘い、飲み会の誘いを断っても強制的に来るように言われるようです。職場内でもパワハラのような発言や圧もあるようです。上司は仕事ができる方なので、周りの先輩方も目をつぶっているようです。相談できる機会もあったようですが、名前を出す事で上司にも伝わり、特定され、仕事に影響すると考え、相談することは出来なかったそうです。本人の名前を出す仕事にも影響するため言いませんが、このまま心身ともに削れていく姿を見るのが悔しいです。どうか、残業、飲み会の強制、パワハラを県庁全体で無くせるような対策をしてください。残業など対策を作っているようですが、実際はあまり効果の無いものもあるようです。その対策が意味の無いものにはならないように、必ず反映されるようにしてください。熊本県庁が変わり、対策を提示しなければ、県民にも示しはつかないと思います。手本になってほしいです。 |
| 1月15日 | 高齢者の方、低所得世帯の方への現金給付について | 木村知事様、県民の高齢者の方、低所得世帯への給付金をお願いします。他の県は、県民に給付金を渡したりして、生活支援の工夫されてます。熊本県は、未だにプレミアム商品券ばかりで、現金での給付金を、高齢者の方、低所得世帯の方へ渡すことをしてくださっていません。プレミアム商品券ではなく、高齢者の方、低所得世帯の方は、毎日の生活もやっとの思いで生活しています。真剣に高齢者の方、低所得世帯の方に向き合って、現金給付という対応をお願いします。現金給付をしていないのは、九州でも、熊本だけです。 【県からの回答】 この度は、「県への提案」をいただきありがとうございます。今回の御提案は、高齢者の方や低所得の方など、生活に不安を抱える方への現金給付を求める御要望として受け止めさせていただきました。県が独自に現金給付を行うには、対象者の把握、配布の方法などの課題があり、実施は難しい状況です。県といたしましては、生活に不安を抱える方への支援は、人それぞれに異なる困りごとを丁寧に伺いながら、必要な支援につなげることが重要であると考えております。現在、県内全ての市町村に、日常生活の中での不安や困りごとに関する御相談に対応する相談窓口が設置されており、就労や住まいの確保など相談内容に応じた支援を行っております。また、離職等により住居を失った方などに家賃や転居費用を支給する県の制度や、低所得世帯や高齢者世帯に生活資金を貸し付ける社会福祉協議会の制度など、生活の立て直しを後押しする仕組みもございます。今後とも、生活にお困りの方の支援に取り組んでまいりますので、引き続き県政への御理解と御協力をお願い申し上げます。 |
| 1月19日 | 差出人無記名の簡易書留郵便について | 私宛に送られて来た簡易書留郵便が差出人無記名であったことに関し、郵便局員を通しての当該郵便物に関する説明内容について、看過できない点があるため、確認と対策を提案いたします。当該郵便物について担当郵便局に照会したところ、県政情報文書課から発送されたものであることが確認されました。また、郵便局員が当該課に確認した結果として、「スタンプを押し漏れていたということで申し訳ありませんでした」との説明があったとのこと。しかしながら、郵便局員の説明では、簡易書留を差出人無記名で差し出す場合には、郵便局窓口における控えとして、差出人の記載（確認）が必須であるとのこと。すなわち、送付物作成時に「押印を忘れた」ことが事実だとしても、課として差出人無記名状態で処理されることが認識されていないということはありません。また、謝罪が受取人に対するものであるなら、郵便局員を介した伝言という形にとどまり、担当課からの直接の謝罪や説明がなされない点についても、行政機関として不誠実な対応であると言わざるを得ません。つきましては、下記の点について回答と対策を提案いたします。1 当該簡易書留郵便の差出に関する正確な事実関係・送付物作成者、発送処理担当者の特定・郵便局員から差出人無記名を指摘されてもそのままとした理由 2 本件に関する正式な謝罪および再発防止策 以上、よろしく願いいたします。 【県からの回答】 この度は、「県への提案」をいただきありがとうございます。今回、「差出人無記名の簡易書留郵便」の件で御意見をいただきました。当該簡易書留郵便につきましては、職員2名で内容を確認しておりましたが、差出人の記載がないことに気付かないまま発送したものです。また、郵便局から、差出人が当該であることを伝えて良いか電話確認があった際、差出人が当該であることは事実であるため伝えていただいていた旨回答しました。本件は、当方の確認不足により発生したものであり、御迷惑と御心配をおかけしたことをお詫び申し上げます。今後、差出人の記載についてもダブルチェックし、再発防止に努めてまいります。 |

| | | |
|-------|---|---|
| 1月19日 | パークドーム熊本における利用時間と料金徴収の整合性に関する是正申入れ | <p>パークドーム熊本の施設予約システムにおいて、「実際に予約可能な時間枠」と「徴収される料金」が一致しておらず、利用者に不当な金銭的負担を強いている現状の改善と、過払い分の返還、および隣接施設との均衡を保った料金規定への改正を強く求めます。</p> <p>【県からの回答】 この度は、「県への提案」をいただきありがとうございます。また、日頃より県立スポーツ施設の御利用ありがとうございます。御要望のありました3点について回答させていただきます。まず、要望事項1の予約システムについてですが、利便性向上の観点から30分単位での受付を可能としています。理由は1時間単位での予約受付の場合、1時間半での使用でも2時間分を予約することとなり、その後に利用する方は施設が空いた状態で30分待つ必要が生じますので、限られた施設を効率よく利用できるように設定しているものです。次に、要望事項2についてですが、当該施設の利用料金は熊本県都市公園条例に「1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす」と定めておりますので、利用料金の返還には応じかねますことを御理解ください。最後に、要望事項3についてですが、パークドームと県民総合運動公園の利用料金は両施設とも1時間単位ですが、照明は設定が異なります。理由は、パークドームでは安全上の観点などから、9月から3月までの間は17時に照明が自動点灯して一律に夜間利用料へ切り替わる設定としていますが、県民総合運動公園では様々な施設が点在していることや、天候等によって暗くなる時間帯が異なることなどにも柔軟に対応できるよう30分単位で設定していますことを御理解ください。なお、現時点で施設の使用規定や料金体系を改正する予定はございませんが、引き続き、県立スポーツ施設を御利用いただいております皆様の安全性と利便性の向上に努めて参りますので御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。</p> |
| 1月23日 | (報告)約20年前?県の縁側運動の取組を上天草アロマにて知らされましたが、私は公開図書室を既に作っていました。 | <p>漁業のかたわらでは十分機能しませんでした。86歳になり自由な時間を持つようになり、4.5畳の部屋を片付けて遊び場、語り場、学び場にするにしました。地域を越え、政治、宗教の枠を越えた対話、宗教本、支部に求めて対談をしたり、更に要人の銃撃事件対策として、道真公の話をアメリカ大統領、健康福祉大臣、高市早苗他国会議員7名の方に健康と安全(護身)の意味で送ったところ山中泉(参院)より御礼のハガキ頂きました。私が先駆的だったのではなく、50年前の日本人間学研究会とか心身医学(研)九大系の模倣です。改めて感謝したら、天草の縁側から天草の若き春風を発信します。今後共御指導の程お願いします。県の取組に感謝。</p> |
| 1月29日 | 薬害教育及び啓発ページ設置に関する要望 1、2 | <p>平素より地域行政のためにご尽力賜り、深く御礼申し上げます。このたびは、薬害教育の推進につきましてご意見申し上げます。令和7年度に全国の自治体へ送付いたしました要望書では、厚生労働省「薬害を学ぼう」ページを各自自治体ホームページへ掲載いただくようお願いし、現在までに全国の自治体で同ページの新設・リンク掲載が進んでおります。特に、秋田市では、薬害啓発の一環として関連団体の情報も丁寧に整理・掲載されており、住民が学べる基盤づくりが進んでおります。さらに、鳥取県では県公式サイトに薬害啓発ページを設置され、県内すべての市町村へ周知協力を依頼するなど、行政として極めて前向きな取組を進めておられます。これらの先事例を踏まえ、下記の点を要望いたします。1 各都道府県ホームページに厚生労働省「薬害を学ぼう」ページへのリンクを設置すること。2 各市町村に対し、同ページの周知・掲載を依頼すること。3 教育委員会において薬害教育の重要性を再確認し、学校現場での啓発・教材活用を推進すること。</p> <p>参考資料 薬害教育 参考資料 https://docs.google.com/spreadsheets/d/14hsGPHhCHSCA8SRFprvt4bRxgi-onCk0/edit?usp=sharing&uid=10623567300442656955&rtpof=true&sd=true 厚生労働省「薬害を学ぼう」ページ https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai.html 本要望内容につきまして、ご検討賜れば幸いです。</p> <p>【県からの回答】 この度は、薬害教育の推進に関する御意見をお寄せいただきありがとうございました。担当課の薬務衛生課、高校教育課、特別支援教育課及び義務教育課が回答します。厚生労働省が提供する「薬害を学ぼう」のホームページにつきましては、薬害の歴史や教訓を広く県民の皆様に知っていただく上で、大変重要であると考えております。いただきました御提案を踏まえ、当該ページへのリンクを設置した県ホームページを新たに作成しました。</p> <p>○熊本県ホームページ https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/257998.html また、市町村への周知・掲載依頼につきましては、国からの情報提供や関連施策の動向を注視しつつ、適切な機会を捉えて情報提供に努めてまいります。なお、同ホームページに掲載されている薬害教育教材「薬害を学ぼう」については、これまでも市町村教育委員会及び県立学校に周知してまいりましたが、更なる活用につながるよう、教員研修等での情報提供にも努めてまいります。</p> <p>今回いただきました御意見は、今後の薬害防止に向けた啓発の充実を検討する上で大変貴重なものであり、厚く御礼申し上げます。県といたしましても、県民の皆様の健康の保持増進に向けた施策を推進してまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> |